

○貸付使用等申請時に必要となる添付書類一覧

申請種別 提出書類	貸付使用等 (新規)	貸付使用等 (更新)	施行承認	転貸 (一部転貸)	第三者への 権利譲渡	契約者等の変更	返地
申請書 (必須)	国有林野貸付等 新規申請書	国有林野貸付等 更新申請書	施行承認申請書	転貸承認申請書	権利譲渡申請書	契約者等の変更届	返地届
添付書類 (必須)			貸付契約書等写し	貸付契約書等写し	貸付契約書等写し	貸付契約書等写し	貸付契約書等写し
	事業計画書		事業計画書	事業計画書	事業計画書	住民票又は登記事項証明書等の変更の証拠となる書類	原状回復前後の状況写真
	位置図 (縮尺2万分の1)	位置図 (縮尺2万分の1)	位置図 (縮尺2万分の1)	位置図 (縮尺2万分の1)	位置図 (縮尺2万分の1)	組合員名簿 (※2)	
	区域図 (縮尺5千分の1)	区域図 (縮尺5千分の1)	区域図 (縮尺5千分の1)	区域図 (縮尺5千分の1)	区域図 (縮尺5千分の1)		
	実測図 (2千分の1以上)	実測図 (2千分の1以上)	実測図 (2千分の1以上)	実測図 (2千分の1以上)	実測図 (2千分の1以上)		
	利用計画図		利用計画図	利用計画図	利用計画図		
	面積計算表	面積計算表	面積計算表	面積計算表	面積計算表		
	用途別林小班別面積集計表	用途別林小班別面積集計表	用途別林小班別面積集計表	用途別林小班別面積集計表	用途別林小班別面積集計表		
	本人確認書類	本人確認書類		転貸先の本人確認書類	本人確認書類		
	現況写真	現況写真	現況写真	現況写真	現況写真		
	写真撮影方向図	写真撮影方向図	写真撮影方向図		写真撮影方向図		写真撮影方向図
		貸付使用調査報告書				譲受人の身分証明書 (市町村発行のもの)	
	暴力団排除に関する誓約書、役員名簿 (※1)	暴力団排除に関する誓約書、役員名簿 (※1)		暴力団排除に関する誓約書、役員名簿 (※1)	暴力団排除に関する誓約書、役員名簿 (※1)	暴力団排除に関する誓約書、役員名簿 (※1)	
関係行政機関の許可書等の写し (該当の場合に提出)	許可書、回答書、届出受理書等		許可書、回答書、届出受理書等	許可書、回答書、届出受理書等		許可書、回答書、届出受理書等	
その他	必要に応じ森林管理署長が求めるもの	必要に応じ森林管理署長が求めるもの	必要に応じ森林管理署長が求めるもの	必要に応じ森林管理署長が求めるもの	必要に応じ森林管理署長が求めるもの	必要に応じ森林管理署長が求めるもの	必要に応じ森林管理署長が求めるもの

※1 地方公共団体の場合は不要

※2 耕作者変更の場合のみ添付

※3 返地の場合、附属させた物件の収去等の原状回復後に提出

申請書添付書類一覧表

(別紙3)

伊豆森林管理署

書類番号	※添付	書類名	留意事項
1	●	事業計画概要書	事業の全体計画の概要、期別計画の概要等をまとめたもの
2	●	事業計画書	事業規模(面積、延長等)、設置施設(数量、構造等)、施設規模等決定過程の説明、土地利用規制その他必要な事項について明示した書類
3	●	理由書	当該国有林野を選定した理由(他に代替地のない理由等を含む。)を明示した書類
4	●	工程表	事業の施行工程(作業工程)を示す表
5	●	位置図	事業実施区域全体、国有林野とそれ以外の土地の境界、事業を実施しようとする森林の周辺の人家又は公共施設等の位置を明示した図面 縮尺は、5万分の1以上とし、図面には縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載すること。
6	●	区域図	事業実施区域、国有林野とそれ以外の土地の境界、国有林野の林班及び小班を明示した図面 必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びにそれらの区域に係る土地の地番及び形状を明示したものとす。 縮尺は5万分の1以上とし、図面には縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載すること。
7	●	利用計画図	設置する施設等の位置並びに切土、盛土、捨土、法面、残置又は造成する森林等の位置及び区域を示した図面 縮尺は5万分の1以上とし、図面には縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載すること。
8	●	実測図	申請地の測量結果を示した図面 林小班ごと、用途ごとに面積の確認ができるものとする。 縮尺は2千分の1以上とし、図面には縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載すること。
9	●	面積計算簿、測量野帳	申請地の面積計算の過程を示した書類
10	●	現況写真、写真撮影方向図	申請地の現況が確認できる写真及び撮影の方向を明示した縮尺5千分の1以上の図面 写真撮影方向図には、縮尺、スケールバー、方位及び凡例を記載すること。
11		法面の断面図等	法面の断面図(法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面)並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量を記した書類 図面には縮尺、スケールバー及び凡例を記載すること。
12		防災施設設計図等	防災施設設計図(擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面)及び設計根拠を記した書類 図面には縮尺、スケールバー及び凡例を記載すること。
13		施設概要図	建築物等の概要図(平面図、立面図及び側面図) 図面には縮尺、スケールバー及び凡例を記載すること。
14		残置森林等関係書類	残置する森林又は緑地の面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等及びこれらの維持管理方法を記した書類
15		原状回復計画書	一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法を記した書類
16	●	資金計画書等	資金計画書(資金を証する書類を含む。)又は収支予算書
17		環境の保全措置等に関する書類	申請地に係る環境の状況、事業が環境に与える影響や影響に対応するための保全措置等を取りまとめた書類
18		減額貸付等を証する書面	減額貸付又は無償貸付の根拠となる法令の条項に該当することを証する書類
19	●	関係行政機関の許認可書の写し	関係行政庁の許認可等の行政処分を要するものである場合は、当該行政処分のなされたこと又は確実と見込まれることを証する書面 ただし、やむを得ない事由により処分を証する書面の写しを提出できない場合には、行政機関が発行する意見書で代えることができる。その場合は、処分後速やかに書面の写しを提出すること。
20		利害関係者の同意書	分収林等利害関係人の同意を必要とするものである場合は、その同意書
21		地元市町村の長の同意を証する書類	対象地が所在する市町村の長の同意を証する書類
22	●	誓約書、役員名簿	別紙様式18、別紙様式19
23		契約内容の公表についての同意書	別紙様式22
24	●	本人確認書類 (申請人が個人の場合)	申請人に係る住民票謄本又は居住証明書 申請人に勤務先がある場合は、勤務先情報(任意提出)
25	●	本人確認書類 (申請人が法人の場合)	(i)申請人が法人(公法人を除く。)である場合は、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名等を記載した登記事項証明書、資格証明書、定款又は寄附行為(宗教法人にあっては、当該法人の規則とする。)、会社法(平成17年法律第86号)第435条第2項に定める直近の計算書類、事業報告書及び附属明細書(持分会社にあっては同法第617条第2項に定める直近の計算書類及び附属明細書。会社法に規定する会社以外の法人にあっては財産目録その他の有する財産の状況が分かる資料とする。)並びに当該申請が当該法人の議決機関の議決を要するものである場合は、その議決書の謄本 (ii)申請人が公法人であって、当該申請書が当該公法人の議決機関の議決を要するものである場合は、その議決書の謄本、執行機関の専決処分に関するものであるときは、その根拠となる条例等の条項及び予算措置を要するものであるときは当該経費の支出を明らかにした予算書
26		代理権等を証する書面	(i)申請人の代理人が申請する場合は、代理人であることを証明する書面 (ii)申請人が無能力者である場合には、法定代理人若しくは補佐人の同意書 (後見人に後見監督人があるときは、その同意書を添付。)又は法定代理人が代理することを明示した書類
27		縁故を証する書面	申請人が国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第8条第3号に掲げる者である場合は、縁故を証する書面
28		その他必要書類	その他、森林管理署が、貸付け等の適否を判断する場合に特に必要とする書類
29	●	見取図	次に掲げる条件を全て満たした見取図については、国有林野の管理経営に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第40号)第14条第1項ただし書の見取図として森林管理署長の承認を受け、位置図及び実測図に代えることができる。 (ア)国有林野を登山道又は歩道として無償で地方公共団体が借り受け、又は使用しようとする申請に係るものであること。 (イ)米国のGPS、ロシアのGLONASS、日本のQZSS(みちびき)、欧州のGalileo等の異なるシステムのGNSS信号を一度に複数受信できるGNSS受信機を用いた現地計測であること。 (ウ)境界点又は構造物を基準とした既知点等が(イ)の現地計測で得られた計測点に含まれることにより、貸付け又は使用に係る区域及び境界が明確に特定及び復元可能であること。
30	●	貸付料、使用料、許可使用料、承認使用料の請求先を記した書類	貸付料等の請求先を記した書類(有償契約、使用許可、使用承認(有償)の場合のみ) 宛名(名称)、郵便番号、住所、担当部署又は氏名、電話番号等を記載する。

(注)

- 1 神社、寺院等が提出する申請書には、代表役員、氏子、だん徒等の総代の連署をすること。
- 2 国有林野を継続して貸し付け、又は使用の申請をする場合には、森林管理署から指示のある場合を除き、添付書類の提出を要しない。
- 3 事業区域に国有林野以外の土地が含まれる場合には、事業全体及び国有林野に係る部分(数量や区域等)が把握できるよう作成すること。
- 4 事業計画書に理由の記載がある場合は、理由書の提出を要しない。

※一般的な土地貸し付け又は使用申請の場合は●印の書類の作成・添付が必須となります。ただし、申請内容により添付が必要となる書類が変わるため、概ねの計画と説明資料が揃った段階で、森林管理署へご相談ください。